

# 顔の見えるネットワークで 災害からの復興支援を進める！

～今後の災害への備え～  
(災害ボランティアセンター機能強化に向けた取組)

## 全国的に頻発している各種の災害 と災害の激甚化、広域化

9月1日は「防災の日」。大正12年（1923年）の関東大震災に由来し、この日を含む防災週間（8月30日～9月5日）には、全国で防災訓練や防災イベントが行われ、災害への意識が高まります。

本年も1月の日向灘を震源とする地震に始まり、日本海側の大雪災害、3月の大船渡市の林野火災、6月のトカラ列島近海を震源とする群発地震、7月のカムチャツカ半島沖地震に伴う津波、さらに7～9月の大雨災害など全国各地で災害が発生しました。

近年は、線状降水帯による大雨災害など、災害の規模が大きく、範囲も広がる傾向にあります。いつどこで発生してもおかしくない状況となっています。

## 災害ボランティアセンターの開設 と機能強化の取り組み

災害が発生すると多くの人が被災者となります。普段の暮らしが支援を受けることなく暮らしている人も生活が困難になる場合もあり、特に日常生活から支援を必要とする人は、

より大きな困難に直面します。  
災害発生時、県内の社会福祉協議会は、1日でも早い生活の復興を進めるため、災害ボランティアセンターを開設し、支援を必要とする人と支援したい人をマッチングしています。

福祉現場では、様々な課題が発生し、災害ボランティアは、多様なニーズに対応する必要があります。災害ボランティアセンターを円滑に運営するには、社協だけではなく様々な関係機関・団体の参画と連携・協働が不可欠であり、普段から「顔の見える関係」を築き、お互いの強みや役割を理解しておくことが大切です。

県社協では、県内各地域での連携・協働型の災害ボランティアセンターの展開を目指し、令和2年度から、県の補助を受けて「災害ボランティア等機能強化事業」に取り組み、市町村社協やいわてNPO災害支援ネットワークと連携し、研修や訓練を行っています。

## 災害時に向けた関係を 普段の取組にも活かす

今回の研修・訓練の主担当である

西和賀町社会福祉協議会の小野寺明穂さんは、「災害時には、想定外のことが多くあるので、関係機関・団体が持つ強み・弱みや様々な情報を把握しておくことが必要。災害時だ

ボランティアセンター設置・運営の研修訓練が実施されました。

午前中は、市町村域ネットワーク連絡会議が開催され、県内外で災害ボランティアセンターの運営支援や被災した要援護者の支援活動を行つた方々から報告がありました。その中で、平時の協定締結や迅速な連携、被災者に寄り添う姿勢、住民参画による地域防災計画の重要性などが共有されました。協議では、関係機関が互いの得意分野を理解し、地域力を高める必要性が改めて確認されました。

午後に行われた訓練では、ボランティアの受付からマッチング、資機材配布、活動報告までが一連で実践されました。予定通り進まない場面もありましたが、参加者は「訓練で検証することの大切さ」を改めて感じていました。

## 顔の見える関係づくりの推進 ～災害ボランティアセンター 機能強化事業の実施～

9月10日（水）、西和賀町で災害

## 北上・和賀広域 災害VCネットワーク連絡会議・設置運営研修訓練の様子



ネットワーク会議で各関係機関・団体の災害の役割を確認



災害ボランティア受付訓練



それぞれの手順を確認しながら進行 受付班



マッチング班



送り出し班



資機材班

けでなく、平時からのつながりが重要であり、災害発生に備えて、社協としてどのように活動するかの整理や、災害時に力を発揮してくれそうな商工会青年部や農協青年部を始めとする関係団体とも普段から相談し合える関係づくりを進め、地域の支え合いの取組推進につな

げていきたい。」と前向きに決意を述べました。



西和賀町社会福祉協議会  
地域福祉課 地域福祉係  
**小野寺明穂**さん

令和7年度  
社会福祉施設  
総合損害補償

## しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、  
障害者支援施設、  
児童福祉施設などに

スケールメリットを活かした割安な保険料で  
充実補償をご提供します！

◆加入対象は、社協の会員である  
社会福祉法人等が運営する社会  
福祉施設です。

### プラン 1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

#### ① 基本補償(賠償・見舞)

▶保険金額		保険期間 1年	
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	見舞費用付補償(B型)
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損害を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用	死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円	

▶年額保険料(掛金)		
補基本 償(A 型)	定員	基本補償(A型)
	1~50名	35,000~61,460円
	51~100名	68,270~97,000円
付見舞 費用 B型	100名以降1名~10名増ごと	1,500円
	基本補償(A型) 保険料	+ [見舞費用加算] 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円



### プラン 2 施設利用者の補償

### プラン 3 職員等の補償

### プラン 4 法人役員等の補償

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL : 03(3349)5137

受付時間：平日の9:00～17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL : 03(3581)4667

受付時間：平日の9:30～17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ24-11108 より抜粋)